

令和 8 年第 5 回

美幌町農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 2 5 日 1 日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和8年8月25日(火) 午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(20人)

	1 番	瀬 尾 和 義 君		2 番	田 中 康 弘 君
	3 番	小 谷 直 巳 君	職務代理	4 番	鳥 井 隆 君
農地部会長	5 番	高 柳 博 樹 君		6 番	川 尻 眞 幸 君
	7 番	鎌 仲 照 幸 君		8 番	松 浦 健 君
振興副部会長	9 番	川 原 直 人 君		10 番	横 山 直 子 君
	11 番	酒 井 祐 二 君		12 番	中 村 寿恵子 君
	13 番	川 尻 良 子 君		14 番	大 屋 秀 和 君
農地副部会長	15 番	大 前 真 幸 君		16 番	飯 島 優 浩 君
	17 番	安 藤 尚 浩 君	振興部会長	18 番	武 田 透 君
	19 番	溜 井 義 彦 君	会 長	20 番	梅 津 幸 一 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	水 上 修 一 君	主査	山 内 慶 治 君
主事	龍 瀧 宗 良 君	主事	佐 保 竣太郎 君
臨時筆生	寺 田 裕 子 君		

議 事 日 程

令和8年第5回 美幌町農業委員会総会
令和8年8月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 7 号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	報告第14号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 7	議案第15号	農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について
日 程 第 8	議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第10	議案第18号	河川法第24条の規定による占用許可申請に関する意見書の進達について
日 程 第11	議案第19号	美幌町農業委員会委員の辞任の同意について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は20名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和8年第5回美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては梅津会長にお願いいたします。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名いたします。議事録署名委員は議席番号9番 川原委員、同じく議席番号10番 横山委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、龍瀧主事、佐保主事を指名いたします。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案6件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間といたしたいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたします。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定いたします。
議 長	日程第5、報告第7号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3頁の2法人でございます。
	【 議案に基づき、説明 】
事 務 局	以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第7号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定いたします。
議 長	日程第6、議案第14号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 内容番号1号。
事 務 局	内容番号1号についてご説明いたします。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について賃貸人が北海道農業公社に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は美和〇〇番〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。契約期間は令和4年1月25日から令和9年1月24日までの5年間、合意解約年月日は令和8年8月1日、土地引渡日は令和8年8月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。 内容番号2号。
事 務 局	内容番号2号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が北海道農業公社に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は稲美〇〇番〇他計13筆、面積は合計〇〇㎡でございます。契約期間は令和5年3月28日から令和10年3月31日までの5年間、合意解約年月日は令和8年8月1日、土地引渡日は令和8年8月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。 内容番号3号。
事 務 局	内容番号3号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について、賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は稲美〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇㎡でございます。契約期間は平成29年7月26日から令和9年7月31日までの10年間、合意解約年月日は令和8年8月1日、土地引渡日は令和8年8月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。 内容番号4号から5号は関連がございますので一括上程いたします。
事 務 局	内容番号4号から5号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について、賃貸人が北海道農業公社に売買するため、合意解約するものでございます。内容番号4号 賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、内容番号5号 賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は美富〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇㎡でございます。契約期間は令和8年2月10日から令和9年2月28日まで1年間、合意解約年月日は令和8年8月1日、土地引渡日は令和8年8月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号4号から5号は適当と認めます。 議案第14号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定いたします。
議 長	日程第7、議案第15号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 内容番号6号から8号は関連がございますので一括上程いたします。
事 務 局	議案第15号 農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の内容につきましては売買が9件、賃貸が21件となっております。それでは内容番号6号から8号についてご説明いたします。内容番号6号 参考資料は2頁の赤枠をご覧ください。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は美和〇〇番〇他計5筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年9月10日でございます。続いて参考資料は2頁の黄色枠をご覧ください。内容番号7号 所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号8号 所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇でございます。内容番号7号及び8号に係る土地の所在地は美和〇〇番〇他計11筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案21ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年9月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。
3 番	内容番号6号から8号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社と〇〇の〇〇さんに売買するものです。なお、農業公社に売買した農地も〇〇さんが借受する予定となっております。〇〇さんは家族4人で小麦、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号6号から8号は適当と認めます。
内容番号9号。

事 務 局

内容番号9号についてご説明いたします。参考資料は3頁をご覧ください。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は稲美〇〇番他計11筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案21頁をご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年9月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

8 番

内容番号9号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号9号は適当と認めます。
内容番号10号から11号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局

それでは内容番号10号から11号についてご説明をいたします。参考資料は4頁の赤枠をご覧ください。内容番号10号 所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号11号 所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号10号及び11号に係る土地の所在地は駒生〇〇番〇、面積は〇〇㎡で売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年9月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することにつきましては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

8 番

内容番号10号及び11号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが耕作していた農地を処分するため、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号10号から11号は適当と認めます。
内容番号12号。

事 務 局

内容番号12号についてご説明いたします。参考資料は5頁をご覧ください。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は駒生〇〇番〇他計7筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案22頁をご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年9月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することにつきましては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

8 番	内容番号12号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族2人で小麦、大豆、馬鈴薯、玉葱、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号12号は適当と認めます。 内容番号13号。
事 務 局	内容番号13号についてご説明いたします。参考資料は6頁をご覧ください。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は美富〇〇番〇他計10筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案22頁をご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年9月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することにつきましては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。
1 番	内容番号13号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号13号は適当と認めます。 内容番号14号。
事 務 局	内容番号14号についてご説明いたします。参考資料は7頁をご覧ください。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は美富〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年9月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。
1 番	内容番号14号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号14号は適当と認めます。 内容番号15号から18号は関連がございますので一括上程いたします。
事 務 局	内容番号15号から18号についてご説明いたします。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号15号 参考資料は8頁から9頁をご覧ください。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財

団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は田中〇〇番〇番他計8筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案22ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりでございます。内容番号16号 参考資料は8頁の赤枠をご覧ください。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は田中〇〇番〇他計4筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりでございます。内容番号17号 参考資料は9頁の黄色枠をご覧ください。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は田中〇〇番〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりでございます。内容番号18号 参考資料は9頁の青枠をご覧ください。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は田中〇〇番他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりでございます。内容番号15号から18号に係る貸付期間は認可公告日の令和8年9月10日から令和13年9月30日までの5年間。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

16 番 内容番号15号から18号につきましては只今、事務局より説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有している農地を賃貸することになり、あっせん調整の結果、農業公社を経由して〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族4人で豆類、南瓜等を作付けし、〇〇さんは家族3人で畑作4品、人参等を作付けし、〇〇さんは畑作3品、玉ねぎ等を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号15号から18号は適当と認めます。
内容番号19号から20号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局 内容番号19号から20号についてご説明いたします。参考資料は10頁をご覧ください。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号19号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号20号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号19号及び20号に係る土地の所在地は日並〇〇番〇内他計4筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和8年9月10日から令和11年2月28日までの2年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

16 番 内容番号19号から20号につきましては只今、事務局より説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で、双方の意向を確認したところ、賃貸期間を2年間に変更して更新するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号19号から20号は適当と認めます。
内容番号21号から23号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局	内容番号２１号から２３号についてご説明いたします。参考資料は１１頁をご覧ください。内容番号２１号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は都橋〇〇番〇内他計９筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案２３頁をご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりでございます。内容番号２２号 参考資料１１頁の赤枠をご覧ください。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は都橋〇〇番〇内他計４筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりでございます。内容番号２３号 参考資料は１１頁の黄色枠をご覧ください。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は都橋〇〇番内他計５筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりでございます。内容番号２１号から２３号に係る貸付期間は認可公告日の令和８年９月１０日から令和１３年９月３０日までの５年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。
８ 番	内容番号２１号から２３号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族３人で畑作三品を作付けし、〇〇さんは家族３人で畑作四品、小豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号２１号から２３号は適当と認めます。 内容番号２４号から２５号は関連がございますので一括上程いたします。
事 務 局	内容番号２４号から２５号についてご説明いたします。参考資料は１２頁をご覧ください。内容番号２４号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号２５号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号２４号及び２５号に係る土地の所在地は都橋〇〇番〇内他計４筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和８年９月１０日から令和１３年９月３０日までの５年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。
８ 番	内容番号２４号及び２５号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族４人で小麦、甜菜、玉葱、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号２４号から２５号は適当と認めます。 内容番号２６号から２７号は関連がございますので一括上程いたします。
事 務 局	内容番号２６号から２７号についてご説明いたします。参考資料は４頁の黄色枠をご覧ください。内容番号２６号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号２７号

利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号26号及び27号に係る土地の所在地は都橋〇〇番〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで貸付期間は認可公告日の令和8年9月10日から令和13年9月30日までの5年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

8 番 内容番号26号及び27号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有している農地を賃貸することになり、あっせん調整の結果、農業公社を経由して〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品、玉葱を作付けするなど、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号26号から27号は適当と認めます。
内容番号28号から29号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局 内容番号28号から29号についてご説明いたします。参考資料は13頁をご覧ください。内容番号28号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん他3名。農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号29号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号28号及び29号に係る土地の所在地は稲美〇〇番〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和8年9月10日から令和13年9月30日までの5年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

6 番 内容番号28号及び29号につきましては只今、事務局説明のとおり、この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族4人で小麦、大豆、小豆、甜菜等を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号28号から29号は適当と認めます。
内容番号30号から31号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局 内容番号30号から31号についてご説明をいたします。参考資料は14頁をご覧ください。内容番号30号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号31号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号30号及び31号に係る土地の所在地は稲美〇〇番〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりでございます。貸付期間は認可公告日の令和8年9月10日から令和13年9月30日までの5年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

6 番 内容番号30号及び31号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件

は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族３人で小麦、大豆、甜菜、玉葱等を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号３０号から３１号は適当と認めます。
内容番号３２号から３３号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局

内容番号３２号から３３号についてご説明をいたします。参考資料は１５頁をご覧ください。内容番号３２号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号３３号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号３２号及び３３号に係る土地の所在地は稲美〇〇番他計４筆、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで貸付期間は認可公告日の令和８年９月１０日から令和１８年９月３０日までの１０年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

６ 番

内容番号３２号及び３３号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で、双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族４人で小麦、大豆、小豆、甜菜等を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号３２号から３３号は適当と認めます。
内容番号３４号から３５号は関連がございますので一括上程いたします。なお、内容番号３５号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、議事参与の制限により、〇〇委員には当該事業の開始から終了まで退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

事 務 局

内容番号３４号から３５号についてご説明いたします。参考資料は１６頁をご覧ください。内容番号３４号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号３５号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号３４号及び３５号に係る土地の所在地は稲美〇〇番〇他計３筆、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和８年９月１０日から令和１３年９月３０日までの５年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

６ 番

内容番号３４号及び３５号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族２人で小麦、大豆、金時、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく願いいたします。

議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 3 4 号から 3 5 号は適当と認めます。 (○○委員 入席)
議 長	議案第 1 5 号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」は、承認することに決定をいたします。
議 長	日程第 8、議案第 1 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 内容番号 1 1 号。
事 務 局	今月の案件は 1 件で内容につきましては売買が 1 件でございます。それでは内容番号 1 1 号についてご説明いたします。参考資料は 1 8 頁をご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は○○の○○さん、譲受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は駒生○○番○他計 3 筆、面積は合計○○㎡で、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料 1 9 頁の調査表にあるとおり、取得後全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
8 番	内容番号 1 1 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが所有する農地を○○さんに売買するものです。○○さんは家族 3 人でメロン、スイカ、アスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第 3 条の許可要件であります、法第 3 条第 2 項各号要件に該当しないことを 8 月 1 7 日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 1 1 号は適当と認めます。 議案第 1 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。
議 長	日程第 9、議案第 1 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 内容番号 2 号から 3 号は関連がございますので一括上程いたします。
事 務 局	内容番号 2 号から 3 号についてご説明いたします。参考資料は 2 1 頁をご覧ください。本件は加工馬鈴薯集出荷貯蔵施設の建築、洗車場、事務所及びトラックスケールの設置のため農地法第 5 条により農地転用を行うものでございます。内容番号 2 号 参考資料は 2 1 頁の赤枠をご覧ください。譲渡人は稲美の菅原裕二さん、譲受人は青山南の美幌町農業協同組合 代表理事組合長 清野俊介さんでございます。土地の所在地は稲美○○番○他計 2 筆 面積は合計○○㎡、農地区分は第 3 種農地で都市計画区域内の特別工業地区でございます。内容番号 3 号 参考資料は 2 1 頁の黄色枠をご覧ください。譲渡人は○○の○○さん、譲受人は青山南の美幌町農業協同組合 代表理事組合長 清野俊介さんでございます。土地の所在地は稲美○○番○ 面積は○○㎡、農地区分は第 3 種

	農地で都市計画区域内の特別工業地区でございます。転用の目的は加工馬鈴薯集出荷貯蔵施設の建築のため、計画の概要は加工馬鈴薯集出荷貯蔵施設が〇〇㎡、洗車場、通路、トラックスケールの設置が〇〇㎡で合計面積が〇〇㎡で全体の工事期間は許可日から令和１２年３月末日までとなっております。そのほかの内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
6 番	内容番号２号から３号につきましては只今、事務局説明のとおり、この案件は都市計画区域内の特別工業地区にあり、これまで賃貸していた〇〇の〇〇さんが耕作していた農地に加工馬鈴薯集出荷貯蔵施設を整備するために転用するもので７月２２日に松浦委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号２号から３号は適当と認めます。 議案第１７号「農地法第５条の規定による申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。
議 長	日程第１０、議案第１８号「河川法第２４条の規定による占用許可申請に関する意見書の進達について」を議題といたします。 内容番号１号。
事 務 局	内容番号１号についてご説明いたします。参考資料は２ページの青枠をご覧ください。本件は議案第１５号において〇〇さんが農業公社に売買したことに伴い、〇〇さんが占用していた河川敷地について、引き続き、〇〇さんが農地として使用されることから、使用者の名義を変更するため、農業委員会の意見を付した上で申請するものでございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さん、占用河川は網走川水系網走川、占用場所は美幌町字美和〇〇番地〇先の河川敷地でございます。面積は〇〇㎡でございます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
3 番	内容番号１号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの農地に隣接する河川敷地の占用の権利を〇〇さんから〇〇さんに譲渡するもので内容につきましては６月４日、鳥井委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号１号は適当と認めます。 議案第１８号「河川法第２４条の規定による占用許可申請に関する意見書の進達について」は申請どおり適当と認めることに決定いたします。
議 長	日程第１１、議案第１９号「美幌町農業委員会委員の辞任の同意について」を議題といたします。なお、この件につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ）
事 務 局	農業委員会委員の辞任に係る同意についてご説明いたします。ご承知のとおり、辞任

の願出があった〇〇委員につきましては網走川土地改良区からの推薦による委員であります。このたび網走川土地改良区の代表理事に就任されたことに伴い、８月３日に８月３１日付をもって辞任願の提出があったものです。農業委員会等に関する法律第１３条第１項には「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とあり、今回、当農業委員会の同意を得るため、議案として提出するものでございます。農業委員会の同意についてはご本人を除く総会出席委員の過半数の賛成が必要となります。農業委員会での同意が得られましたら、本総会終了後に町へ報告し、同日付で町長から同意をいただく予定となっております。以上で説明を終わります。

議 長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長

ご異議なしと認めます。

（ 〇〇委員 入席 ）

議 長

議案第１９号「美幌町農業委員会委員の辞任の同意について」は承認することに決定をいたします。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第５回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午後２時２０分

令和8年8月25日開催の第5回美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員